在ボリビア日本国大使（在サンタクルス出張駐在官事務所を管理する場合に限る。）	
在アイスランド日本国大使	
在エストニア日本国大使	
在カザフスタン日本国大使（在アルマティ出張駐在官事務所を管理する場合に限る。）	
在グルジア日本国大使	
在スペイン日本国大使（在ラスパルマス出張駐在官事務所を管理する場合に限る。）	
在バルセロナ日本国総領事	
在ラトビア日本国大使	
在サンクトペテルブルク日本国総領事	
在トンガ日本国大使	
在マーシャル日本国大使	
在ミクロネシア日本国大使	
在トルコ日本国大使	
在アンゴラ日本国大使	
在カメルーン日本国大使	
在ギニア日本国大使	
在コンゴ民主共和国日本国大使	
在ザンビア日本国大使	
在ジブチ日本国大使	
在ベナン日本国大使	
在マダガスカル日本国大使	
在モーリタニア日本国大使	
在ルワンダ日本国大使	
在パラグアイ日本国大使（在エンカルナシオン出張駐在官事務所を管理する場合に限る。）	
在ソロモン日本国大使	
在ウガンダ日本国大使	選挙の期日前十日に当たる日

○総務省告示第二百八十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日

総務大臣臨時代理　国務大臣　稲田　朋美

一　名　　称　南スーダン現地支援調整所ウガンダ班

二　国外派遣期間　平成二十五年十月三十一日まで

三　派遣人数（概数）　十人程度

四　派　遣　地　域　ウガンダ

附　則

（施行期日）

1　この告示は公布の日から施行する。

（特定国外派遣組織を指定する件の一部改正）

2　特定国外派遣組織を指定する件（平成二十四年総務省告示第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三号中「三百六十人」を「三百五十人」に改め、第四号中「及びウガンダ」を削る。

○中央選挙管理会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項及び第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

被登録資格の決定の基準となる日　平成二十五年七月三日

ただし年齢については平成二十五年七月二十一日

登録を行う日　平成二十五年七月三日

縦覧に供する期間　平成二十五年七月四日

○中央選挙管理会告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の十一第二項の規定に基づき、平成二十五年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月一日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

平成二十五年七月四日

○法務省告示第二百三十八号

広島県神石郡神石高原町役場備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年八月一日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、神石高原町役場又は広島法務局福山支局に照会すること。

平成二十五年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

広島県神石郡永渡村大字永野三千二百二十三番地ノ二　金光　八郎

同村大字永野三千二百四十一番地　金光　八郎

○法務省告示第二百三十九号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十五年七月一日

法務大臣　谷垣　禎一

東京法務局所属　長　秀之

東京法務局所属　清水　研一

横浜地方法務局所属　鈴木　秀行

静岡地方法務局所属　吉浦　邦彦

大阪法務局所属　竹内　司

名古屋法務局所属　長﨑　誠

福岡法務局所属　田村　隆平

福岡法務局所属　村上　満男

○財務省告示第二百十七号

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令（平成二十三年財務省令第四十九号）第三条第四項の規定に基づき、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成二十三年十一月財務省告示第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

「、株式会社みずほコーポレート銀行」を削除する。

○財務省告示第二百十八号

国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約の相手方に変更があったので、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第四項の規定に基づき、国債の金利スワップ取引に係る基本的な契約を締結した件（平成十八年三月財務省告示第八十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

「、株式会社みずほコーポレート銀行」を削除する。

○財務省告示第二百十九号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十五年七月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

財務大臣　麻生　太郎

「株式会社みずほ銀行」を削り、「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改める。